

## 対象建築物一覧表

2026年度は、下表の **Bグループ** が報告対象です。



下表にあてはまる建築物であっても、以下のいずれかに該当する場合は **対象外** です。

- ① 該当する用途部分の床面積が **200㎡以下** のもの
- ② 該当する用途部分が **避難階のみ** あるもの

グループ	用途	規模・階数 左の用途に供する部分が、下記の <b>いずれか</b> に該当するもの	報告の時期
B	1 病院・診療所(患者の収容施設があるもの)・児童福祉施設等※1・サービス付き高齢者向け住宅・認知症高齢者グループホーム・障害者グループホーム	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地階の部分が100㎡を超えるもの</li> <li>② 3階以上の部分が100㎡を超えるもの</li> <li>③ 2階の部分が300㎡以上のもの</li> </ol>	2026年度 (令和8年度) 8/3～11/30
	2 ホテル・旅館		
	3 事務所その他これに類するもの	用途に供する部分の床面積が、建物全体で1000㎡を超え、かつ、その用途に供する部分の「地上階数+地下階数」が5以上であるもの	
	6 北区・須磨区・垂水区・西区の共同住宅※2	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地階の部分が100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡を超えるもの(地階に住戸又は住戸からの避難経路がある場合に限る)</li> <li>② 6階以上の部分が100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡を超えるもの</li> </ol>	
C	2 公衆浴場	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地階の部分が100㎡を超えるもの</li> <li>② 3階以上の部分が100㎡を超えるもの</li> <li>③ 建物全体で3000㎡以上のもの</li> <li>④ 2階の部分が500㎡以上のもの</li> </ol>	2027年度 (令和9年度) 8/2～11/30
	3 キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・待合・料理店・飲食店		
	6 中央区・兵庫区・長田区の共同住宅※2	Bグループ 6. 共同住宅の要件と同じ	
A	1 劇場・映画館・演芸場	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地階の部分が100㎡を超えるもの</li> <li>② 3階以上の部分が100㎡を超えるもの</li> <li>③ 客席が200㎡以上のもの</li> <li>④ 劇場・映画館・演芸場で客席が1階にないもの</li> </ol>	2028年度 (令和10年度) 8/1～11/30
	2 観覧場(屋外にあるものを除く)・公会堂・集会場(100㎡を超える集会室があるもの)		
	3 体育館(学校に附属するものを除く)・博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 3階以上の部分が100㎡を超えるもの</li> <li>② 建物全体で2000㎡以上のもの</li> </ol>	
	4 学校・体育館(学校に附属するもの)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地階の部分が100㎡を超え、かつ、建物全体で2000㎡を超えるもの</li> <li>② 3階以上の部分が100㎡を超え、かつ、建物全体で2000㎡を超えるもの</li> </ol>	
	5 百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗・展示場	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地階の部分が100㎡を超えるもの</li> <li>② 3階以上の部分が100㎡を超えるもの</li> <li>③ 建物全体で3000㎡以上のもの</li> <li>④ 2階の部分が500㎡以上のもの</li> </ol>	
	6 東灘区・灘区の共同住宅※2	Bグループ 6. 共同住宅の要件と同じ	

(神戸市建築基準法施行細則 第7条による)

※1 「児童福祉施設等」は、以下のうち、要援護者の収容施設のあるものを対象とします。

児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く)、保護施設(医療保護施設を除く)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)

※2 サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームを除きます。

## 定期報告の対象に関する取扱い

### 1. 集会場（公会堂を含む）の取扱い

神戸市建築基準法施行細則第7条に定める集会場は、以下の建築物のうち、1室の床面積が100㎡を超える集会室がある建築物とする。

- (1) 公会堂、公民館
- (2) 文化会館、市民ホール
- (3) 結婚式場、葬祭場・セレモニーホール
- (4) 宗教施設関係の集会場
- (5) ホテル内の宴会場
- (6) その他、多数の人が集会する建築物

### 2. 附属駐車場の取扱い

対象建築物と同一棟の附属駐車場が、以下の条件をすべて満たす場合は、駐車場部分も対象の用途に供する部分に含むものとして取扱う。

- (1) 管理権限者が同一
- (2) 利用者が同一又は密接な関係
- (3) 利用時間がほぼ同一

### 3. 令第117条第2項区画の取扱い

令第117条第2項区画のある建築物については、そのいずれかに対象となる部分があれば、建物全体を一体として対象建築物として取扱い、調査範囲は建物全体とする。

【関連法令等】法第12条，令第117条第2項

【実施年月日】平成21年8月18日